

令和3年1月 栄町教育委員会会議定例会 議事録

期日 令和3年1月28日(木) 開会:午後2時 閉会:午後3時15分

会場 栄町役場2階第4会議室

教育長及び出席委員

教 育 長	藤ヶ崎 功
委 員(教育長職務代理者)	中 島 宣 行
委 員	大 久 保 雅 從
委 員	弘 海 千 鶴
委 員	石 川 京 子

欠席委員 なし

説明のため出席した職員

教育総務課長	磯 岡 和 之
学校教育課長	鳥 羽 英 之
生涯学習課長	勝 田 博 之
給食センター施設長	亀 田 浩

職務のため出席した職員

教育総務課長補佐(書記)	由 井 茂
教育総務課主事(議事録)	五 十 嵐 修

傍聴人: 0人

1 教育長開会宣言

2 議事の進行 中島宣行委員(教育長職務代理者)

3 署名委員の指名 弘海委員

4 会期 本日1日限り

5 教育委員の活動報告

令和3年 1月 「教育委員の活動報告」

月	日	曜	場所	活動名	内 容	
12	24	木	ふれプラ	面接	人事異動にかかる北総教育事務所所長面接を行いました。コロナ禍により、昨年度までの大森小会場からふれプラ会場に変更し、栄町、印西市、白井市教委並びに全小中学校校長が集まりました。	
			教育長室	来客	印旛地区退職校長会葉山副会長が来庁し、今後の活動についての説明を受けました。	
			教育長室	来客	房総のむら館長、副館長が来庁されました。	
			役場	面接	採用面接を行いました。	
			消防署	会議	政策会議に参加しました。	
	28	月	庁議室	朝礼	年末にあたり、町長から訓示がありました。	
			応接室	表彰式	社会を明るくする運動千葉県作文コンテストにて、千葉県BBS会長賞を受賞した安食小5年菅野桜雅君が母親とともに来庁しました。町長に報告するとともに、町長から表彰状を伝達する式典に参加しました。	
	1	4	月	庁議室	朝礼	年頭にあたり、町長から訓示がありました。
		5	火	役場	会議	新型コロナウイルス指揮本部事前会議に参加しました。
6		水	役場	会議	新型コロナウイルス指揮本部会議に参加しました。	
8		金	役場	会議	1月の校長会議を開催しました。感染対策並びに不祥事根絶、そして1人1台タブレットの活用について話しました。	
10		日	ふれプラ	視察	成人式代替企画「写真スポット」を視察してきました。	
12		火	合同庁舎	会議	印教連定例常任委員会に参加しました。	
13		水	役場	会議	政策会議に参加しました。	
14		木	役場	臨時会	町臨時議会への議案提出に向けての会議を開催しました。(議案2件)	
				委員勉強会	1人1台タブレット配布事業の現状及び、実技体験を行いました。	
15		金	役場	会議	教頭会議に参加しました。	
18		月	安食小下	視察	当日開通した拡幅道路を視察し、通学路の安全確認に赴きました。	
19		火	議場	町議会	町臨時議会に参加しました。	
			役場	ヒアリング	4級職員の面接にかかる事前説明を受けました。	
20		水	役場	面接	4級職員の面接を行いました。	
	教育長室		面接	教育庁北総教育事務所次長と人事異動にかかる面接を行いました。		
21	木	成田市	面談	印旛教育会館にて、専務理事と面談を行いました。		
27	水	役場	会議	GIGAスクール契約会社との質疑応答を行いました。		
28	木	役場	定例会	教育委員会会議定例会を開催。(議案3件)		
			委員勉強会	1人1台タブレット配布事業から、新学習指導要領に加えられた「プログラミング指導」の実際を体験します。		

藤ヶ崎教育長：

まず、19日に症状が急変され、自宅療養中に亡くなられた本町居住60代男性の方、本町在住「さかえケアセンター」に入所されていた90代女性の方、ご両名のご冥福をお祈りいたします。私どももより気をつけねばなりません。ご自愛ください。

そのような前ぶりの後で恐縮ですが、緊急事態宣言下にもかかわらず、14日の教育委員会会議臨時会・勉強会に引き続き、定例会へのご参集、ありがとうございます。

さて、町内小中学校での新型コロナウイルス感染症の状況については、町内の感染者が急増する中、家庭内感染にて陽性の子供がでてきております。現状、学校内でのクラスター発生はありませんが、いつ発生してしまってもおかしくないと、心配しています。現状については、後ほど担当課長より報告いたします。

それでは、14日に開催しました1月教育委員会会議臨時会後の活動について報告いたします。

臨時会後の委員勉強会では、児童生徒1人1台用タブレットの配布の前にタブレットの使い方の模擬体験をしていただき、ありがとうございます。そこで、保護者でもある弘海委員から、「子供用のタブレットにおいて、家庭で起動するたびに、Wi-Fiへの手動接続をしなければならないことへのご意見」、「ご提言」がありました。保護者からのアンケート回答にも同様の意見が多くありましたことを申し添えます。

この件については、先週12日に五十嵐さんから、安食小学校のタブレットをデモ機として借り、委員勉強会に備えた際に、私も気づきまして、タブレットをシャットダウンした後に、起動した際、再びテザリングにて手動でインターネットに接続するしかない、不便さを感じていました。

また、弘海委員からは、安食小学校での図書室ボランティアの際、パスワードに特別な手立てを講じて起動させた子供の操作について、報告をいただいていたことを思い出します。

そこで、お手元に、現在、審議されている「中教審答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」と題する答申文の案を用意しました。一昨日の19日には、この答申の案が取れています。裏面になります。3)「ICT環境整備の在り方」をご覧ください。

最初の○印の「配備される1人1台の端末は、・・・」文末に飛びますが、「必要なセキュリティ対策を講じたうえで、その活用を進めることが必要である。」

遡って、右上の日付が、令和2年9月11日の「GIGAスクール構想の実現に向けた調達等に関する状況調査」の速報値公表及びそれを踏まえたICT環境整備の加速化に係る対応策について(通知)という長い表題の文書があります。これは、文部科学省初等中等教育局長の瀧本寛さんからの通知になります。この方は、平成22年7月から千葉県の教育長として着任された方でして、「すべては子供たちのため」というスローガンを置き土産とされ、私自身もお世話になった教育長さんでした。

話は戻りますが、資料を開いていただいて、右側中段の下線部には「緊急時における端末の取り扱いに関するルールを定め、学びを保障できる体制、端末の積極的な持

ち帰りを」そして、「前例にとらわれず前向きに」「まずは、開始し」、次のページの中
段には、「家庭等でのネットワーク接続を円滑にするために・・・専門家と相談しながら
適切に端末の設定を行う」と示されています。

続いて、「G I G Aスクール構想の実現について」という文書の裏面には、「日本の
子供たちは、学習にI C Tを活用していない」として「学校外での平日のデジタル機
器の利用状況」がグラフ化されています。星印がO E C D平均で、左上の「コンピュ
ータを使って宿題をする」では、O E C Dで22.2%、日本は3.0%しかありませ
ん。左側のグラフはすべてにおいて、平均以下です。逆に右上のグラフ「ネットワ
ーク上でチャットをする」「一人用ゲームで遊ぶ」は、平均以上となっています。

また、P I S A 2018における問題の一例として、左側の問1では、「画面をスク
ロール」、問2では、「ドラッグ&ドロップ操作により」と、回答を得るのに、必要
なコンピュータ上の操作に慣れていないという結論を文部科学省は下したようです。

これからは、全国学力学習状況調査においても、「コンピュータ・ベースド・テス
ト」と表す、1人1台のタブレットを使ってのテストに変わっていくようです。

続いて、別添の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニユ
アル」(V e r 5)によると、下段にある私が引いた下線には、「地域一斉の臨時休業
は、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合にとるべき措置であり、学校
のみを休業とすることは、学びの保障や心身への影響の観点から、避けるべき」と書
かれています。裏面一行目では、「オンライン学習等の可能性を積極的に検討し、学び
の継続に取り組む」と指導されています。

また、千葉県教育委員会から届いた「緊急事態宣言発令中の小中学校における家庭
学習の充実について」からは、「G I G Aスクール構想によって整備が進められている
1人1台端末や家庭用W i - F i ルータ等を整備状況に応じて積極的に活用し、I C T
による学習を推進する」、3行とばしまして「I C T環境を整備できない家庭に対して
は、学校のパソコン室の開放や、学校に整備された端末やルータ等の貸し出しをする
などの支援を行う」と示されてもいます。

最後に、23日付け千葉日報にて、「休校時I C T学習支援、千葉県教委、マイク
ロソフトと協定」という見出しで、澤川千葉県教育長の写真とともに、「千葉県教委は、
教育現場への情報通信技術の導入を加速させようと、ウェブ上で会話などができる日
本マイクロソフトの『T e a m s』を、すべての県立学校教員と生徒が利用できるよ
うにして、休校しても、学習を支援できるようにしていく。これは、全国に先駆けた
試みである。澤川教育長は、『I C T機器は、文房具のように欠かせないアイテムにな
る。生徒の情報活用能力を向上させたい』と述べた」との記事がありましたことを紹
介しておきます。

S o c i e t y 5.0時代を生きる栄町の子供たちも、文具のように使いこなせる、
利活用能力・リテラシーを培い、高等学校に備えていくことが大切だと考えます。

コロナ禍の現状では、千葉県の新型コロナウイルス感染者が微減傾向にはなりつつ
ある中であっても、例えば、「国内で、イギリス株や南アフリカ株といった新型コロナ

ウイルスの変異種の流行により、学校クラスターが広く発生し、川崎病に似た、子供たちの命に関する重大事案が起きた際」には、最悪の場合、総理大臣からの臨時休業の要請が、あるかもしれません。一昨日の新聞では、いすみ市の保育園などで多くの園児が新型コロナウイルスに感染し休園となっています。本町小中学校でも、最悪を想定し、学校側には、いつ、臨時休業になっても、オンラインによる指導体制がとれるようにと、15日から、お試しの「タブレットの持ち帰り」を行いました。

委員の皆様におかれては、千教連で2回、ICTに関わる文科省高官からのご講演を聞いてきた中での本町における1人1台タブレットの配布になります。これまでの研修を基に、栄町の子供たちのコンピュータ教育にご提言をいただければ幸いです。

続いて、15日には、町の教頭会議を開催しました。不祥事根絶、新型コロナウイルス感染症対策の強化を指導するとともに、1人1台タブレットの利活用、そしてタブレットを配布してから最初の2週間が勝負だと話しました。

次に、18日朝、1月の教育委員会会議臨時会にて、弘海委員からご指摘いただいた安食小学校下の拡幅道路と通学路を視察してきました。昼休みに視察したのですが、写真のように、学校と反対側のJR踏切から安食小学校側へと道路が広がりました。これにより、グリーンゾーンが新設されました。実際の通学状況については、翌日に担当課長と弘海指導主事が視察してきておりますので、詳しくは後ほど、報告をお聞きください。

20日、北総教育事務所次長が来庁し、令和2年度末人事異動面接を行いました。

27日、GIGAスクール契約会社の方に急遽要請をして、来庁していただき、協議をしました。私が最も心配していた「印旛地区内で、3市で既に導入を予定している『フィルタリングソフト』がなくても、今後も貸し出しを続けてよいか。」、尋ねました。私の最悪の想定では、スマホよりも大画面で迫力ある映像が見られる貸し出し用タブレットで、反社会的な映像や、漫画等を視聴し、栄町だけが入れている「瞬快」のソフトで履歴が削除され、登校した際にはクリアとなってしまうのではないかと懸念していました。

案の定「そうなりそうだとのこと、そここのところは、貸し出し用の現状機器の設定では、防げない」との回答でした。GIGAスクール契約会社から直接、回答を得たことから、前日の「貸し出し一時停止」を延長するように学校側に指示しました。

これらは一億円を超す本年度最大の事業であるため、「重要又は異例に属する事項」にあたるものとして、本日、早速、議案として提出し、委員の皆さん方のご審議をいただくべきところでありましたが、昨日のことなので、対応策が整ったならば、貸し出しの安全を委員の皆さんにご確認いただき、定例会又は臨時会の教育委員会会議にて、ご意見をいただいたうえで、持ち帰りの一時停止を解除して参りたいと考えています。

それでは、報告が長くなりましたが、本日は、議案3件となります。よろしくご審議願います。

弘海委員：

1月22日に安食小学校の竹藪の竹切り作業に参加してきました。地域のボランティア6名と職員2名の計8名で、プールの所から三区坂の下の所までの竹藪の竹を切りました。例年行われている保護者参加の2月6日の環境美化活動が、コロナ禍のための緊急事態宣言により、保護者参加なしの地域ボランティアのみの活動になりました。その2月6日に地域のボランティアだけで竹の柵を作り、整備をしていこうということになったので、そのための材料として、事前に竹藪の竹を切り出すという作業を行いました。

プールから三区坂横の竹藪の竹を切ってきたので、かなりきれいになって、開けた感じになり明るくなりました。子供たちが三区坂を通っても危なくないぐらい、見晴らしがよくなりました。ただ、三区坂下の所と山を越えた所まで家がなく、人の目がないので、子供が通るには、まだ危険なのかなと作業をしながら話していました。

三区坂の下の所に何件か家はありますが、子供たちがボールやいろいろな遊びをして、山の上まで上がってきています。その場所は、4時を過ぎると薄暗くなって、危険なのでどうかならないかと地域の方たちと話をしました。

その際、地域の方から、三区坂を下りてすぐの所に街灯があるので、そこに安全のために防犯カメラを設置したら、人気がなくとも必ず様子は映像として残るので、少しは安心かなと提案されました。今後、三区坂を使うようであれば、保護者の立場からすると防犯カメラの設置を計画した方がよいのかなと思いました。

中島委員：

防犯カメラ一台を設置するのに、どのくらいの費用がかかるものですか。

藤ヶ崎教育長：

かなり高額になると思いますが。

弘海委員：

インターネットの情報だとセキュリティを含めても比較的手軽に付けてもらえるようで、価格的にもだいぶ安くなっているようです。ただし、個人情報とかを言われると、少し難しい部分があると思います。

その場所が本当に薄暗くて細くて人が通らないのであれば、子供たちが通るのには危険な場所だと思います。今は、三区坂を通学路として使っていませんが、保護者の要望で通学路として使うようになれば、まだ危険かなと思います。

大久保委員：

弘海委員の意見に賛成です。印西市の中学校に勤務していた時に、夏になると夜のプールに不審者が入り込んで、荒らされたことがあります。たばこの吸い殻やごみくず、空き缶などが捨てられていて、学校自体も荒れた時期がありました。いくら職員

が見張っていても、卒業生に加えてその仲間たちが、その隙間を見つけて平気で入ってきました。

その時に、防犯カメラを設置しようとしたのですが、金額が高くて取り付けられませんでした。ある人から聞いて、安価で取り付けられるダミーの防犯カメラを設置してみると、本物ではないけれども、かなり効果を発揮しました。

今は、人を察知するとライトが点灯するような物が安価で購入できるので、それも合わせて設置するとさらに効果が上がります。もちろん、財政的に余裕があれば本物の防犯カメラを設置した方がよいと思いますが、余裕がなければ、ダミーの防犯カメラを設置してみるのもよいと思います。防犯カメラが設置してあるというだけで、効果は全然違ってきますので、ぜひ設置してほしいです。

中島委員：

「瞬快」というのは、栄町だけに入っているものですか。

藤ヶ崎教育長：

そのとおりです。

中島委員：

何か理由があるのでしょうか。

藤ヶ崎教育長：

児童生徒1人1台の配布を想定していない状況での契約が先に進んでいて、G I G Aスクール構想で児童生徒1人1台の配布になり、そのままの契約が続いていたのだと思います。後ほどの勉強会でタブレットを使っただけですが、子供たちがタブレットの画面のアプリのアイコンをさわって、アイコンを違うところにやったり消したりしてしまふことがあります。学校では子供たちが兼用してタブレットを使っているので、次に使う人が不便だということで、それを防ぐために復元ソフトの「瞬快」を入れたということです。また、児童用のタブレットすべてが、常時同じような画面になっていけば教師が指導しやすくなるというのも理由です。

児童生徒1人1台にタブレットが配布されることになり、入学したら卒業まで使うのであれば、兼用して使うことがないので、「瞬快」は必要ないのではないかと伝えました。ただ教師側で、子供たちが同じ画面の方が、指示が通りやすく、指導しやすいということであれば、一理あるかなと思いましたが、それ以上にフィルタリングのソフトの方が重要だと思って、先日業者に来てもらい協議をしました。この後も引き続き、教育委員会で突き詰めて考えていきながら、業者へ依頼をしていきたいと思ひます。

中島委員：

何事もそうですが、スタートの時は、いろいろあって、想定していないことも起きますね。

藤ヶ崎教育長：

先ほどの話に付け足しますが、ちょうど各学校のパソコン教室の20台を入れ替える時期とも重なって、「瞬快」を入れる必要があったのだと思います。20台のパソコンが、毎回、それぞれ違う画面の仕様になってしまうと困るので、一度シャットダウンしたならば、必ず最初の画面に戻るようにしたのだと思います。

中島委員：

「瞬快」には、その機能が含まれているということですか。

藤ヶ崎教育長：

私も業者を呼ぶ前に、「瞬快」についてインターネットで調べてみたのですが、富士通のソフトで横浜の大学の500台のパソコンに一斉に入れて、どの学生が使っても、常に元の同じ画面で立ち上がるということです。「瞬快」は、「瞬間」の「瞬」に「快い」の「快」で「瞬快」と言うソフトです。

コロナ禍の現状では、家庭への持ち帰りが必要となってくるので、先ほど示させていただいたような資料を見てみると、「瞬快」よりフィルタリングのソフトの方がより重要だと考えています。

中島委員：

相対的に考えてみると、そのとおりですね。

藤ヶ崎教育長：

委員の皆さんも、千教連の研修会で文部科学省の方からICTについて講義を受けられましたので、同じようなお気持ちかなと思いますが、栄町教育委員会の方が勉強不足だったのかなと反省しています。

6 案 件

議案第1号 栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について

鳥羽学校教育課長：

議案第1号栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則について、提案理由及び内容についてご説明いたします。

(資料により説明)

はじめに提案理由です。学校教育法等で定められている学校におかれる職について、

栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正することから、栄町教育委員会行政組織規則第7条第2号の規定により栄町教育委員会の議決を求めるものです。

次に内容です。第4条の3、教諭等の標準的な職務内容として、「教育長は、教諭等、（主幹教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下この条において同じ。）の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関し、必要な事項を定めるものとする。」

第4条の4、事務職員の標準的な職務内容として、「教育長は、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。」を加えるものです。附則として、この規則は、令和3年4月1日から施行する。ものとします。

本改正は、別紙資料の「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について」、及び、3枚目裏面にあります「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について」の通知に基づき、改正するものです。

また、規則中の、定めるべき「必要な事項」については、今後、内容を精査し、作成するものとします。

石川委員：

はじめてこの条文を拝見させてもらった時に、どうしてこのようなことを決めるのかなと思っていましたが、今の説明を聞いてよくわかりました。この規則を明文化するにあたり、地域とか保護者の方にも伝えていったほうがよいのではないかと思いますので、何かの形でお知らせして行ってほしいです。

鳥羽学校教育課長：

どのような形でということは、まだ決まっていますが、まずは学校に周知をして、今後、コミュニティスクールということもありますので、様々な場面で地域や保護者にも周知していければと考えています。

《審議結果》

承認

議案第2号 学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

勝田生涯学習課長：

議案第2号 学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由及び内容をご説明いたします。

（資料により説明）

はじめに提案理由です。栄町立小学校及び中学校管理規則第33条の規定に基づく学校施設の開放について、学校施設の開放に関する規則の一部を改正することから、

栄町教育委員会行政組織規則第7条第2号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

次に内容についてです。現在の学放施設開放に関しては、1月7日の緊急事態宣言を受けて、当分の間、利用休止ということになっています。現状の当町の制度では、町民の身近なスポーツ活動の場として、学校教育に支障のない範囲で町内の小中義務教育学校の体育館及び校庭を開放しています。学校の体育施設を利用できる団体は、町内のスポーツグループの団体で教育委員会に登録されている団体となっています。

一部改正が必要となった理由は、現在、団体登録する要件として、町内在住、在勤又は在学している者により、構成された団体であること。また、スポーツを行うために10名以上で組織され、責任者として成人が含まれている団体であることとしています。しかし、当該10名以上の何割が在住、在勤又は在学でなければならないのかは、規定がありません。また、当町の少子高齢化に伴い、スポーツ会員が減少傾向にあり、10名以上のスポーツグループを確保することが難しくなっているため、今回、規則を改正するものです。

詳しい内容につきましては、次ページの学校施設の開放に関する規則の新旧対照表を見ていただきたいと思います。今、説明させていただいたように、旧の規則の「10名以上で組織され」という一文を、新の規則では、「5名以上の者（そのうち半数以上は、町内に在住、在勤又は在学している者に限る）で構成されていること。町内に在住し、かつ満20歳以上の者が代表者であること。営利を目的としないこと。」を付け加えさせていただきました。

合わせて、第2項については、「教育委員会が特に必要と認めるときは、書類の添付を省略することができる。」というただし書きを付け加えさせていただきました。これは、継続して団体登録していただく際に、規約等が変わっていない場合に関する内容として条項に付け加えさせていただきましたものです。

後は、補足として第13条に、「この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。」を付け加えました。この第13条は、今回の緊急事態宣言において、想定外のことが起きることがあり、その時に教育委員会が対応することができるように付け加えました。

中島委員：

これは、コロナ禍の影響で改正することになったのでしょうか。

勝田生涯学習課長：

そのとおりです。コロナ禍の関係でこの規則を細かい部分で改めて見てみると、いろいろな部分で現在の状況と合わないことがわかり、改正することになりました。

中島委員：

確かにそういうことはありますね。昔、決めた内容がそのままになっていて、現実

と合わなくなってしまうということを他でも聞くことがあります。

藤ヶ崎教育長：

今の件は、町民の方からも相談を受けたことがありまして、栄町の学校施設とか町民体育館は閉鎖しているけれど、成田市の中台体育館は開いていて使用できる状態である。それでは困ってしまうというご指摘がありました。

こちらから、成田市教育委員会に電話連絡して、尋ねたところ、成田市の中台体育館は財団方式になっていて、成田市教育委員会の傘下ではないというので、指示は出せないということです。成田市内の学校体育館は閉まっていますので、この中台体育館に利用者が集まっているということです。千葉市の方からも体育館を借りにきていて、どうにかしたいということでした。

成田医療福祉大学の学生たちも、バスケットをやりたいということで中台体育館に借りにきているそうです。「大学からこのようなパンフレットが出ていますよ。」と伝えると、「わかりました。」ということで帰って行くそうです。スポーツに情熱を持っている人たちは、それでもやってくるということです。栄町の子供たちも成田市の中台体育館を使わせてもらっていることもあるようです。

石川委員：

この規則の第8条(4)の「前条第6号に掲げる場合であること。」とありますが、前条、つまり第7条とは、どのような内容のものですか。

勝田生涯学習課長：

第7条とは、「教育委員会は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、学校教育上支障がないと認める場合は、学校施設を利用させることができる。」とありまして、その第6号は、「社会体育に利用する場合」となっています。

石川委員：

今までの申請書類には、添付書類が4つあったと思います。学校施設利用者登録書、規約、予算及び事業計画書、会員名簿があったと思います。第8条第2項の改正により、団体ごとにこういう書類を出してくださいという個々のお願いをするということですか。

勝田生涯学習課長：

申請する場合は、年度ごとに申請してもらいます。今、話されたように、第8条第2項に記載されたように、認められれば一部書類の添付の省略ができ、必要のある書類だけを提出してもらおうようになります。予算及び事業計画書や収支決算書、名簿とかは、年度ごとに決められるものなので、毎年提出してもらおうことにはなりますが、規約については、継続で変更がなければ、提出する必要がなくなります。もちろん、毎

回、添付していただいても構いません。

石川委員：

変更があった場合は、新しい規約を提出する必要があるということですか。

勝田生涯学習課長：

そのとおりです。

《審議結果》

承認

議案第3号 栄町町民運動場及び町民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

勝田生涯学習課長：

議案第3号 栄町町民運動場及び町民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、提案理由及び内容をご説明いたします。

(資料により説明)

提案理由についてです。栄町町民運動場及び町民体育館の設置及び管理に関する条例に基づく栄町町民運動場及び町民体育館の施設利用について、栄町町民運動場及び町民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正することから、栄町教育委員会行政組織規則第7条第2号の規定により、栄町教育委員会の議決を求めるものです。

現状について説明させていただきます。先ほどと同じように、緊急事態宣言を受けて、1月7日より、当分の間、栄町町民体育館の利用を停止させていただいています。

次に、この規則の改正が必要になった理由です。一つは、利用の申請について、「町内、町外の居住に関わらず、使用しようとする日の1ヶ月前から申請を受け付けるものとする。」となっていましたので、町外居住者が先に予約をして、町内居住者が予約できないということが起きていました。今回のコロナ禍のために緊急事態宣言が発令され、近隣市町の各団体が周囲の施設が使用できないということで、栄町の施設を借りにくることがあり、そのようなことが起きました。

また、緊急事態宣言を受け、体育館等の利用申請の変更がかなりたくさんありました。今までの規則には、変更許可申請のことがでていなかったため、様式等も定まっていなかった状態でした。そのため、規則を改正して対応していくようにしました。

では、一部改正の内容について一部説明させていただきます。

はじめに、「第3条第2項を次のように改める。申請書は、町内居住者にあつては使用しようとする日の1ヶ月前から、町外居住者にあつては使用しようとする日の2週間前から受け付けるものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。」

「第8条を第10条とし、第5条から第7条までを2条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の2条を加える。」

変更許可申請等ということで、「第5条町民運動場等の使用についての許可内容の変更は、原則として認めない。ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない。第2項前項ただし書の規定により、許可内容を変更しようとするときは、町民運動場等使用許可変更申請書（別記第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。」

変更許可書の交付ということで、「第6条第5条の規定により許可内容の変更が認められた者に対しては、使用変更許可書（兼領収書）（別記第4号様式）を交付する。」

「第2号様式の次に次の2様式を加える。別記第3号様式（第5条第2項）及び別記第4号様式（第4条）」

附則として、「この規則は、令和3年2月1日から施行する。」と変更しました。

《審議結果》

承認

7 各課等の報告

磯岡教育総務課長：

教育総務課からは、お手元の行事予定表ですが、来月の2月24日の水曜日に教育委員会会議定例会を行う予定です。

次に、先日1月19日に町の臨時議会がありまして、布鎌小学校校舎の大規模改修工事の議案について全員賛成で可決されましたことをご報告いたします。

もう一件、1月22日にふれあいプラザ駐車場整備工事についての入札が行われました。7社の指名競争入札により、中谷にある栄建工業が落札しましたことをご報告いたします。

鳥羽学校教育課長：

学校教育課より経過報告をします。

はじめに、今日現在までの、小中学校での新型コロナウイルスの感染者の状況についてお知らせします。令和3年1月28日現在、陽性者1名、PCR検査の受診待機中2名、陰性者8名、その内2名が登校し、6名が自宅待機となっています。

詳しい状況については、別紙㊟の資料をご参照ください。11件中9件が家庭内感染又は感染の疑いとなっています。他の2件の内1件は、保護者が児童を連れていったPCR検査の受診場所で、同じクラスの児童同士が接触したため、マスクはしていましたが、検査を受けることになった事例、もう1件は、体調不良で受診した病院で、念のためPCR検査の受診を勧められ、検査を受けることになった事例です。2件の児童ともに、陰性であったため、現在は登校しています。

また、この他に、昨日、体調不良で受診したところ、医師からPCR検査を実施す

るように言われ、受診して結果待ちの児童が1名います。当該児童と弟は、現在、自宅待機中です。以上が、現在の新型コロナウイルスの感染状況となります。

次に、安食小学校の1区坂下の交通安全についてです。工事が終了しましたので、1月20日の朝、児童の登校の様子を見にいってまいりました。交差点側の八郎治の横の道路については、広くなりましたが、線路側からの道路は依然細くなっています。児童生徒はグリーンベルトを通り、安全に登校している様子でした。学校には、児童の交通安全について、現場学習をお願いし、実施していただいているところです。

最後に、先週、先々週と2週にわたって実施したタブレットの持ち帰りについてご報告します。別紙をご覧ください。29日の金曜日をアンケート回収の締切日としていたので、全数ではないのですが、アンケート結果になります。

アンケート回答数が1000件で、Wi-Fi等でインターネット接続できたのが、977件、できなかったのが23件でした。ご意見が多かったのは、前回の教育委員会会議後の勉強会で弘海委員からもご指摘のあった、「自動的にWi-Fiに繋がらず、Wi-Fi接続に毎回パスワードが必要となる。」といったものでした。今回いただいたご意見等を再確認し、契約会社とも連携し、本日この後も、契約会社と午後4時から調整を図る会議をもちます。

また、新たに、フィルタリングの設定について十分でないことがわかりましたので、こちらについても対応するようにし、一時、家庭等への持ち帰りを停止しているところです。

勝田生涯学習課長：

はじめに、生涯学習課からの資料1ページの千葉県公民館連絡協議会の退会についてです。令和3年1月20日付けで、千葉県公民館連絡協議会会長へ千葉県公民館連絡協議会の退会について通知いたしました。退会理由は、千葉県公民館連絡協議会の各種委員の業務について、大きく負担がかかっており、業務を滞りなく遂行することが困難な状況であるためです。

令和3年1月21日現在の印旛地区の状況です。昨年退会しているのは、佐倉市、四街道市、富里市、印西市です。また、今年度中に退会を予定しているのは、八街市、酒々井町です。白井市も退会の予定です。成田市は退会しないという状況です。

続いて、2から4ページのふれあいプラザさかえ図書室の1月の新着案内についてです。一般書及び雑誌37冊、児童書15冊の計52冊を購入し、ポスターやチラシにて新着案内をしました。学校等にも新着案内のチラシを配布しています。

なお、図書室の利用状況ですが、コロナ禍での利用状況は、PR等の成果もあり、9月から12月にかけて貸出冊数が前年比で10%近く増えております。今後も、ニーズに合った選書とPRに力を入れていきます。

次に、5ページからは、2月の「広報さかえ」の掲載記事についてです。この動画は、成人式実行委員会の意向もあり、QRコードを関係者のみにお知らせし、ご覧いただくスタイルにしています。内容については、町長の挨拶、成人式実行委員長の挨拶

撈、成人代表者挨拶、その他成人式実行委員会が企画したイベントを短い時間にまとめた形の動画を掲載しています。ユーチューブで見られる動画の掲載期間は、年度内を予定としています。

6 ページは、ふれあいプラザ文化ホールホワイエで行われたシムラ ユウスケ氏によるアートキャンプ2020についてです。開催時間は17時から20時です。参加料は無料で、延べ60名の参加がありました。開催方法は、事前申し込みで、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した形で実施されました。

同じページでは、悠遊亭の庭園をボランティアで整備していただいているグループの紹介です。このグループは年3回、悠遊亭の周辺の除草及び剪定作業を行ってもらっています。

7 ページと8 ページは、さかえスポーツフェスタについての記事です。12月19日に開催したバレーボール教室と卓球教室、12月27日に開催したバスケットボール教室についての記事を掲載しています。コロナ禍での開催となったため、観客を入れず生徒の保護者等も観戦できなかったことから、「広報さかえ」にてCATVの放送日程を掲載し紹介いたしました。ふれあいプラザさかえのロビーでも後日、映像を流す予定です。

次に、健康ポイントの交換についてです。この事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の関係予算である地方創生臨時交付金を活用して実施した事業です。本事業では、軽スポーツ教室など15事業を計画し、内、健康介護課で8事業、生涯学習課で7事業を計画し、今までに生涯学習課では4事業を実施しました。なお、4事業の参加者は110名です。健康ポイントの交換については2月17日から3月7日までとなります。

9 ページは、ふれあいプラザさかえの図書室休室のお知らせで、2月16日の火曜日から20日の土曜日までの5日間を休室し、蔵書点検を行います

次に、令和3年度学校開放事業利用者団体登録申請受付についてです。これは、令和3年度に学校施設を利用する団体の登録申請についてお知らせするものです。

次に、軽スポーツ教室中止のお知らせです。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2月13日に予定していた「軽スポーツ教室」を中止とした旨をお知らせいたしました。

最後に、「栄町歴史講座、龍角寺縁起をひもとく」は、コロナ禍のために日程をずらし、2月21日、28日、3月7日の3回の開催を準備しています。なお、今後の緊急事態宣言の延長に伴い、講座の開催の延期及び中止等の対応を考えていく場合があります。

亀田給食センター施設長：

3学期の給食については、1月8日から開始して、現在に至っております。この間、調理の委託業者及び給食センター職員について新型コロナウイルス感染症の陽性者の発生はありません。印旛郡市内においては、給食センター職員が新型コロナウイルス

感染症の陽性者となったという事例もでています。

今後も、当町の調理の委託業者及び給食センター関係職員について、健康管理及び衛生管理に十分気をつけながら業務にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を今までと同様に徹底していきたいと思います。万が一、新型コロナウイルス感染症の陽性者がでて、濃厚接触者まで波及してしまうと給食センターの稼働が停止してしまうので、そのようなことが起きないように、給食センター内でも安全、健康への共通認識をさらに深めて、業務を行っていきたいと思います。

次に、明日から各小中学校で入学説明会が行われますので、学校に赴き、給食センターから学校給食費の納入関係等について保護者へ説明をします。その内容は、口座振替の手続き方法及び給食費の第3子無償化制度、児童手当徴収同意書についてです。

定例の報告になりますが、12月の給食月報についてです。12月の給食回数は16回、給食費の徴収状況は先月とほぼ同額になり、徴収額は小中学校合わせて5,686,115円になります。それに対して賄い材料費の予算は、5,687,000円になります。作業の状況、物資入手の状況、職員健康状態はすべて良となっています。その他としては、12月の口座残高不足による未納世帯への納付書発送件数は39件でした。

また、12月16日には教育委員会の課内会議において、学校給食費の収納対策に係る勉強会を実施しました。その中で、次年度より未納世帯への児童手当による徴収を強化していこうという話し合いをしました。現在、保護者に対しては、給食申込書は全員に提出してもらい、児童手当徴収同意書は任意での提出依頼となっています。

しかし、次年度より、未納世帯へ納付書を送付しても給食費を納付しない場合は、児童手当より自動的に徴収できるように児童手当徴収同意書を全世帯に提出してもらおうようにしていこうと考えています。保護者には、2月中に給食申込書と併せて児童手当徴収同意書も配布し、4月に各学校へ提出してもらおうようにしていきます。

最後に、12月22日に2学期の給食が終了しました。

大久保委員：

コロナ禍で仕事を失っている家庭が増えていると思います。栄町の中でも、成田空港関係に勤務されている人たちが多くいると思います。成田空港内の店舗にパートで勤めている近所の人に聞いたところ、飛行機がほとんど動いていないので、空港内はがらがらで、仕事がなく退職になってしまったということです。

特に母子家庭の子供たちの生活状況がとても心配です。コロナ禍は、まだまだ続きそうなので、困窮した人たちが増えてくると思います。その中で、子供たちの生活状況が悪くなっていかないか、とても心配です。給食費などは、児童手当からの引き落としになるので、問題はないと思いますが、それ以外にも子供たちの生活に悪影響がでてくるのが考えられます。各学校の職員全体で、子供たちの様子を気にしてもらえたらありがたいです。

弘海委員：

小学校のことですが、遅刻して登校している児童が少し増えてきているように感じています。いつも遅くなってしまう子はいるのですが、その子とは別の子が遅れて歩いている姿を見かけるようになりました。学校に行った時に、学級担任には話をしましたが、家庭の事情があるということで、児童の遅刻の理由については把握をしていました。地域でも、家庭での事情があるので、深く関われない部分がありますが、子供たちに「いってらっしゃい。」と声かけをしながら見守るようにしています。

中島委員：

一人ではなく何人もいますか。

弘海委員：

家の裏の道をとぼとぼと歩いている女の子と、その子とは別にゴミ捨てに行くが遅れて歩いている子がいます。低学年の子供で、服装も少し気になる感じで、遅れて登校してきます。

藤ヶ崎教育長：

千葉県教育委員会から「教職員のための児童生徒虐待対応の手引」という厚い冊子が昨日届けられてきましたので、それを参考にして、各学校で研修を重ねていき、児童相談所や福祉関係の担当者とも連携を図っていけるようにしたいと思います。確かに、ネグレクト傾向の保護者はいると思います。保護者の方が、夜に仕事をされていて、朝起きられないというのは、いろいろな学校でもありそうです。民生委員さんとも連絡及び相談をしながら、対応していければと思います。

また、給食費の件については、保護者が就業できなくて生活が苦しくなれば、民生委員さんと連携をとりながら、生活状況を調査して、逐次、準要保護の申請をするなどの対応をしていければと思います。準要保護につきましては、この教育委員会会議において協議して、認定するかどうかを決めていくようになり、準要保護に認定されれば、給食費が無償になります。

生活保護の申請については、二の足を踏む家庭が多くあるとは思いますが。準要保護については、持ち家だとその家を売却してからでないとは認定されませんが、子供たちの学びの保障を続けるためにも、必要に応じて申請していただければと思います。

石川委員：

生涯学習課と健康介護課で一緒に行っている事業だとは思いますが、健康ポイントのことについてです。新聞に掲載されていたのですが、千葉県でも同じような事業をしているのは27市町ということで、その内、千葉県と提携しているのは9市町ということです。そこでは、ポイントの付与対象の取組を統一したということで、一定のポイントを貯めた人に「ちーバリューカード」が交付されるということです。栄町は、

まだ千葉県と連携しているわけではないと思いますが、千葉県では、連携する市町村の数をさらに増やしていく予定だと新聞記事に書かれていました。この取組は、栄町の住民としては、千葉県と連携していくことで興味や意欲も高まってくるし、協賛してもらったお店の割引優待サービスの数も増えることになるので、嬉しいことかなと思いました。

勝田生涯学習課長：

その新聞記事を、後ほど見させてください。課内で検討をして、千葉県の担当部署に連絡を取ってみて、詳しく調べてみたいと思います。

弘海委員：

地域の方から要望があったことです。一つは、道路でボール遊びをしている子供がいて、車で通る時に注意をしているが、なかなか直らない状況で、困っているということです。もう一つは、コロナ禍の関係で、外に遊びに行きにくくなっていて、自分の家の前で遊ぶ子供が増えているそうです。その時に近所の家壁とか塀にボールを当てて遊んでいて、注意をするとその場では止めるけれど、何日かすると同じことをしているということです。近所なので、度々注意することでトラブルに繋がっていくと困るので、何気なく保護者の方に注意するのが、保護者も一緒になって、同じように家の壁とか塀にボールをぶつけて遊んでいるということです。

学校の方にも連絡を取ってみたけれど、保護者が子供を注意するわけもなく、子供たちもボールをぶつけるのを止めるわけでもなく、まだボールを当てて遊んでいる状況です。いくつかの地域の保護者からも、同様の内容で困っているという話があり、教育委員会から学校に対して指導をしてほしいという依頼がありました。

藤ヶ崎教育長：

今、伺った話は、校長会議や教頭会議でも伝えていきたいと思います。

弘海委員：

知っている保護者には、話をしましたが、緊急事態宣言下での不要不急の外出を控えてという状況の中で、公園にいったって遊ばせることがしにくいので、つい家の前で遊ばせるようになってしまうとのことでした。

8 その他

9 教育長閉会宣言